

(1) 事業について

質問	答え																											
Q 1 研修中に給料、手当がもらえるとチラシに記載されていました。住居手当や定住準備金、赴任旅費の支給もあるようですが、具体的にはどれほどなのでしょう？	研修期間中は、(財)鳥取県農業農村担い手育成機構の職員として雇用されます。そのため、機構から月額114,000円の給与をお支払いするとともに、(住居+通勤)手当として月額33,000円(上限)を支給いたします。 なお、住居手当の上限額は27,000円です。 また、県外からの移住に必要な経費の支援として、定住準備金99,000円(上限、敷金礼金相当額の支援)、鳥取県への赴任旅費20,000円をお支払いします。																											
Q 2 給料は、いつ支給されますか？また、研修1ヶ月目の給料はどのような扱いとなりますか？	給料(賃金)の締切日が月末で、給料の支払いは翌月の21日です。 したがって、最初の研修1ヶ月と21日間は、研修生の自己資金で生活してもらう必要があります。 住居手当、通勤手当についても同様の扱いとなるため、研修当初は自己資金での対応が必要となることを十分御理解ください。																											
Q 3 (住居+通勤)手当(月額33千円(上限))の考え方について教えてください。	機構規程に基づき、住居手当支給額の上限は27千円ですが、支給にあたっての具体的な考え方は次のとおりです。 (1)1ヶ月の家賃等に対する住居手当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1ヶ月の家賃等</th> <th>住居手当支給額</th> <th>計算式(100円未満は切捨て)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,001~23,000円以下</td> <td>0~11,000円</td> <td>家賃等の額-12,000円</td> </tr> <tr> <td>23,001~55,000円以下</td> <td>11,000~27,000円</td> <td>(家賃等の額-23,000円)×1/2+11,000円</td> </tr> <tr> <td>55,000円以上</td> <td>27,000円</td> <td>(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (2)1ヶ月の通勤手当 住居手当と通勤手当の合計額の上限が33千円ですので、仮に、住居手当が上限まで支給される場合、33千円-27千円=6千円が通勤手当の上限となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>通勤距離(km)</th> <th>2未満</th> <th>2~5未満</th> <th>5~10未満</th> <th>10~15未満</th> <th>15~20未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ月の支給額</td> <td>なし</td> <td>2,200円</td> <td>4,800円</td> <td>8,000円</td> <td>11,200円</td> </tr> </tbody> </table> なお、公共交通機関の利用でも通勤手当を支給できますが、公共交通機関を使って受入農家の事務所へ通勤することは、現実的には困難であると考えて下さい。	1ヶ月の家賃等	住居手当支給額	計算式(100円未満は切捨て)	12,000円以下	なし		12,001~23,000円以下	0~11,000円	家賃等の額-12,000円	23,001~55,000円以下	11,000~27,000円	(家賃等の額-23,000円)×1/2+11,000円	55,000円以上	27,000円	(上限)	通勤距離(km)	2未満	2~5未満	5~10未満	10~15未満	15~20未満	1ヶ月の支給額	なし	2,200円	4,800円	8,000円	11,200円
1ヶ月の家賃等	住居手当支給額	計算式(100円未満は切捨て)																										
12,000円以下	なし																											
12,001~23,000円以下	0~11,000円	家賃等の額-12,000円																										
23,001~55,000円以下	11,000~27,000円	(家賃等の額-23,000円)×1/2+11,000円																										
55,000円以上	27,000円	(上限)																										
通勤距離(km)	2未満	2~5未満	5~10未満	10~15未満	15~20未満																							
1ヶ月の支給額	なし	2,200円	4,800円	8,000円	11,200円																							
Q 4 赴任旅費(20,000円)はいつ支給されますか？	最初の給料をお支払いする際に、併せて支給させていただきます。																											
Q 5 住居を転居した場合、入居の際に定住準備金として助成を受けた額は返還しなければなりませんか？	研修期間終了後に転居される場合、又は研修期間中に県内で転居し研修を継続される場合は、返還は不要です。ただし、研修中止に伴う転居の場合は、定住準備金(上限99,000円)を返還していただくこととなります。 なお、この場合の返還額は、引き続き県内にお住まいになる場合は当該補助の半額、県外に転居される場合は補助金の全額となりますので、御承知ください。																											

(2) 応募について

質問	答え
Q 1 申込みに必要な書類、具体的な申込手続について教えてください。	募集要項の内容を御確認いただき、「鳥取へIJU！アグリスタート研修事業 申込書」に必要事項を記入の上、11月11日(金)までに機構まで郵送(必着)又は持参してください。 ※募集要項と事業申込書の様式は、機構まで連絡をいただければ郵送させていただきます。 ※申込書様式は機構ホームページからのダウンロードも可能ですので、ご活用ください。 ※鳥取県東京本部、関西本部、名古屋本部にも設置しておりますので、お近くにお住まいの方は、そちらで入手いただくことも可能です。
Q 2 研修生決定までには、どのくらい時間がかかりますか？	10月12日から11月11日までを募集期間とし、書類選考、面接選考を経て、12月中旬には雇用する研修生を決定する予定です。したがって、応募締切から、ほぼ1ヶ月後に決定されるものとお考えください。
Q 3 申し込みまでに一度鳥取を訪問して、どのような所が見たいのですが、何か機会がありますか？	募集期間内に、当方で機会を設定することはありませんので、申し込みまでに訪問を希望される場合は、各自で対応いただくこととなります。なお、訪問の上、農業体験などを実施してみたい等のご希望がありましたら、体験先を御紹介することは可能ですので、その場合は機構までお問い合わせください(体験先への予約等の連絡は、直接していただくこととなりますので、御了承ください)。 また、研修生として雇用が決定したかた向けには、別途、体験ツアー(1泊2日を予定)の実施を予定しております。詳細につきましては、雇用決定後にご案内します。
Q 4 農業体験がまったくないので、大丈夫でしょうか？	本研修事業は、農業でがんばろうという意欲、やる気さえあれば研修に応募・参加いただくことは可能ですが、農業は実際にやってみると想像するのとでは、印象が大きく異なるものです。いざ研修が始まって、体力がついていかず研修をリタイアされる研修生もあることを考えますと、なるべく応募前(あるいは研修開始前)に希望品目の作業を短期間でも経験なさることをお勧めします。農業体験を希望される場合は、体験先を御紹介しますので、機構まで御相談ください。
Q 5 研修を希望する作物や場所等を具体的に決めていなくても応募できますか？	応募は可能ですが、研修受入先とのミスマッチを極力避けるために、鳥取県の関係機関または機構の就農相談を受けて研修品目と研修地域の希望を協議してあることが必要です。事前に、当方の相談員へご相談ください。
Q 6 就農した人の話を聞ける機会がありますか？	研修生として雇用が決定したかた向けに実施する体験ツアーにおいて、県外からの就農者の体験談等も聞いていただける機会を設けたいと考えています。

(3) 応募資格について

質問		答え
Q 1	保証人は必要ですか？	不要です。
Q 2	年齢制限・性別制限はありますか？	ありません。
Q 3	鳥取県内に住んでいますが、応募できますか？	農家の後継者以外の方であれば応募可能です。 また、農家の後継者であっても、親の部門とは異なる部門を開始するために研修を必要とされる場合においては、応募可能です。
Q 4	学校を卒業したばかりですが、応募資格はありますか？	あります。
Q 5	オートマチック限定免許では、どうしてだめなのですか？	研修中、研修農場等での作業において運転されることとなる軽トラックのほとんどがマニュアル車であるためです。 なお、応募段階でオートマチック限定免許であっても、研修開始までに限定解除される意思のある方は、募集を受け付けます。
Q 6	夫婦2人で研修を受けることができますか？この場合、2人分の給料等がもらえますか？	御夫婦お2人がそれぞれ研修事業に応募していただくことは可能ですが、選考の結果、どちらかお1人のみ雇用させていただくことになる場合もあります。また、お2人を雇用する場合であっても、受入先の事情により、同じ研修先になるとは限りませんので、御了解ください。 いずれにしても、お2人を雇用する場合は、お2人分の給料をお支払いします。ただし、同居される場合の住居手当については、お1人分のみとさせていただきます。

(4) 雇用条件について

質問		答え
Q 1	保険制度の適用はどうなっていますか？	トライアル研修期間中は、機構職員として、労働保険(労災保険、雇用保険)に加入しますが、国民健康保険と国民年金に自己加入いただくことになります。 また、本格研修・追加研修期間中は、同じく機構職員として、労働保険及び社会保険(健康保険、厚生年金等)に加入することになります。
Q 2	農作業等の労働条件を教えてください	機構は、研修先と研修指導契約を締結し、機構と研修先の農作業等の労働条件の適用範囲について取り決めを行います。 研修生は機構職員の身分で、研修先では従業員と同様の作業体系の中で就業します。 研修生に対しては、機構との雇用契約に基づき、1ヶ月間で176hr以内を労働時間の基準として基本給与を支払います。
Q 3	就業時間は受入先の就業時間によってなっていますが、具体的な勤務時間はどのようになりますか？	受入先の研修農場や作目等により、就業の時間が異なりますので、受入先に合せた研修となります。ただし、研修生の就業時間は1ヶ月間で176hrを基準としていますので、研修先の協力を得て、その範囲内で就業することとなります。 なお、それぞれの作目や季節により、農作業の時間配分が異なります。 例えば、夏期の野菜では、朝5:00～8:00、9:00～11:00、16:00～18:00作業で1日7hr、月25日間の就業。冬期の野菜では、朝8:00～12:00、13:00～17:00作業で1日8hr、月22日間の就業というように、作目や作業内容、季節によって1日、1ヶ月の就業パターンが異なります。
Q 4	農繁期にはこの限りではないとは、どのようなことをいうのですか？	平常の時期には、就業時間の目安を決めて日々の農作業を行います。農繁期の忙しい時期には、1日の作業を終えるのに必要な平常時より多くの時間を就業しなければならないことから、「農繁期にはこの限りでない」としています。 しかし、いずれにしても、1ヶ月で176hrの就業時間となるよう時間調整を行います。
Q 5	受入先の休日カレンダーによるとは、どのような意味ですか？	受入先や部門により、勤務時間、勤務日数がそれぞれこととなりますので、受入先農家等のカレンダーに添って休日・休暇をとっていただくことになるという意味です。 農繁期には、休日・休暇日の設定が平常期と異なる形となりますが、いずれにしても、1ヶ月の就業時間が176hrとなるよう調整されることとなります。

(5) 研修について

質問		答え
Q 1	本格的な農業技術の実践研修とは、どんな研修をするのですか？	お試し期間のトライアル研修を経て、本格研修では、先進的農家等の研修受入先における栽培管理技術や機械作業について、より実践的な技術を習得していただきます。 また、農業大学校において、大型特殊免許(農耕車限定)の取得のための技能研修も受講していただきます。
Q 2	露地野菜の研修をしたいと考えております。研修先については、当方の希望を踏まえて紹介していただけるのでしょうか？	研修先の選定については、研修生の皆さんの要望を踏まえた上で、先進的農家等で先駆的な農業経営者など、できる限り希望にそえるようにしたいと考えています。そのため、書類での一次選考、面接での二次選考などで、希望の研修先(部門、場所など)を把握させていただきます。 一方で、研修受入希望のある農業法人等に対しても、研修生に対する要望等をうかがうことになっています。双方のニーズを踏まえ、できるだけお互いが納得できたうえで、研修をはじめていただく予定です。 従って、希望に即した受け入れが可能となるよう努めますが、場合によっては希望を修正、納得していただくこともあります。
Q 3	現在仕事をしており、研修生になれば、職場を辞めて鳥取へ生活の拠点を移さなければなりません。トライアル研修で農業に向かないとわかって、前の職場に戻ることはできず、たちまち生活に困ることとなりますが、その場合、他の職場を紹介してもらえるのでしょうか？	この研修で、本人が農業に向いていないと判断されて研修継続を断念された場合、別の職場を紹介することはありません。 現在、仕事をされている方は、農業への転職については慎重に判断されることをお勧めします。 事前に来県されての農業体験等を希望される場合は、相談を承りますので、機構まで御連絡ください。
Q 4	トライアル研修終了後、本格研修に移行する場合、何か手続きが必要ですか？	機構と最初に関わらず雇用契約は、2ヶ月間のトライアル研修に関する契約であるため、本格研修への移行にあたっては、10ヶ月間の雇用契約を改めて交わすこととなります。 なお、本格研修への移行は、研修生の自己評価、研修指導員の評価等により、機構内で適否を判断し、適の場合改めて雇用契約を交わすこととなります。
Q 5	追加研修は、希望すれば、研修できますか？	研修は、トライアル研修(2ヶ月)と本格研修(10ヶ月)の計12ヶ月が基本となります。 ただし、作目によっては、1年間の研修期間では、栽培技術の習得がなかなか困難な場合があります。 研修作目の内容、研修生の技術習得状況、研修意欲等を機構が総合的に判断・選考して、追加研修実施の可否を判定します。 なお、追加研修は1年以内とし、就農条件が整った場合には、研修を終了し、就農していただくこととなります。
Q 6	研修中のアルバイトは可能ですか？	農業の知識習得につながる内容であれば、休日及び時間外にアルバイトをしていただくことも可能です。

(6) 生活面について

質問		答え
Q 1	鳥取県での1人1ヶ月のおおよその生活費はどのくらいですか？	あくまで統計上の数字ですが、総務省統計局による「社会・人口統計体系」(2008)によると、鳥取県の2人以上の世帯の1ヶ月あたりの消費支出額(いわゆる生活費)はおおよそ27万円(全国37位)となっています。
Q 2	生活資金の蓄えがありませんが、大丈夫ですか？	研修中は機構の職員として毎月の給料をお支払いするにしても、生活する上で必ずしも余裕のある金額とは言えません。研修終了後の進路が確定し、鳥取での新たな生活が軌道に乗るためには、生活のための蓄えが必要です。
Q 3	住民票を移動しなければなりませんか？	雇用決定後、トライアル研修が始まるまでに移動をお願いします。
Q 4	住居は機構からの情報提供があるようですが、具体的には、いつ、どのように紹介してもらえるのでしょうか？	まず、書類選考を通過された方に、住居に関する意向を把握させていただき書類を作成いただき、面接選考時に持参していただきます。面接選考を経て採用が決定した方に対し、意向をできるだけ踏まえた物件情報を御提供します。 なお、それら情報をもとにした不動産業者との調整、連絡等は、機構を介さず、直接行っていただくこととなりますので、御了解ください。
Q 5	自家用車を持っていないのですが、通勤の交通機関はありますか？	研修受入先のほとんどが、公共交通機関での通勤が困難な箇所になりますので、自家用車(できれば、軽トラック)の用意が必要です。
Q 6	町中に住んで、研修先へ通勤してもよいですか？	研修に支障をきたすことのないよう、研修先の近くに住居を確保されることをお勧めしますが、研修先の場所によっては、近隣の住居確保が困難な場合もあります。したがって、通勤時間が可能な範囲で、研修先と離れた場所に住まいを確保されることもやむを得ないと考えます。

(7) 研修終了後について

質問	答え
Q 1 研修終了後は、鳥取に住む必要がありますか？	鳥取へ移住、定住していただく為の事業です。
Q 2 一番気になるのは、研修後のことです。研修後のサポートはどのような体制になっていますか？ ①独立就農へ向けての支援はどうなっていますか？	就農地の確保や栽培作物の決定など、研修後の進路は、あくまでも研修生が主体的に行うことが基本です。 機構では、研修期間中に、研修生自らが就農開始から5年後を目標とした就農計画を作成できるよう、県、市町村など関係機関から必要な情報提供・助言を受けながら、研修終了後の進路相談に応じます。 独立就農にあたっては、JAや市町村、県の担当機関も一緒になって支援を行います。 就農計画を作成し、県から就農認定を受けた場合は、営農に必要な機械や施設の補助等を受けることもできます。また、市町村によっては農地賃借料や空き家の賃借の支援を行っているところもあります。 就農後も、県や市町村、JAなどの関係機関が経営安定に向けた支援を行います。営農をスタートさせるには、ある程度の自己資金が必要です。また、地元とのコミュニケーションも大切となります。
Q 3 ②農業法人等へ就業して、研修が継続できますか？	本格研修終了又は追加研修後に、農業法人等へ就業されることは可能です。 ① 研修受入先への就業を希望される場合は、研修生が主体的に受入農業法人等と協議を行って下さい。 ② 研修先での就職が困難な場合は、同じ作物を栽培している他の法人等への就職等の紹介や相談をさせていただこう考えています。しかし、求人状況は必ずしも多いとは言えませんので、進路決定は研修生が主体的に行うことであり、自己責任で就業先を決定しなければなりません。 農業法人等において農業技術、経営のスキルを十分習得していただいた上で、その後独立される際には、市町村、県で支援を行います。
Q 4 研修を途中でやめることはできますか？また、途中でやめる場合、助成金の返還等、何らかの罰則はありますか？	原則として、2ヶ月のトライアル研修期間に、研修の中止、継続を判断していただきたいと思えます。仮に、トライアル研修又は本格・追加研修の途中で、特別な事情等で研修継続が困難な状況に陥った場合、中止することはやむを得ないと考えます。 研修中止に際して、これまで助成した賃金や手当ての返還を求めませんが、研修開始時に、定住準備金交付を受けた方は、研修中止に伴い転居される場合、当該助成額の一部又は全額を返還いただく必要がありますので留意願います。((1)事業について Q5参照)